

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金  
(商品改良支援) 実施要領

平成 26 年 5 月 29 日 決裁  
平成 27 年 3 月 30 日 一部改正  
平成 28 年 3 月 25 日 一部改正  
平成 30 年 3 月 30 日 一部改正  
平成 31 年 3 月 28 日 一部改正  
令和 2 年 3 月 27 日 一部改正  
令和 4 年 3 月 31 日 一部改正  
令和 7 年 3 月 28 日 一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）のうち、商品改良支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(実施期間)

第 3 条 実施期間は、原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。

(補助対象経費)

第 4 条 交付要綱別表 2 四商品改良支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。

- (1) 自社既存商品の商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうち、デザイン及び版代、型枠代
- (2) 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用
- (3) その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用

(補助対象外経費)

第 5 条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 初回申請時のみ必要となるもの
  - ア 履歴事項全部証明書(写し可)
  - イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
  - ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)
  - エ 誓約書・確認書(別紙1-1)
  - オ 年間計画書(別紙1-2)
- (2) 申請の都度必要となるもの
  - ア 会社概要(別紙2)
  - イ 企画書(別紙3)
  - ウ 収支計算書(別紙4)
  - エ 収支計算書内訳(別紙4-1)
  - オ 上記に係る見積書等

2 設立1年未満の事業者による申請

決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。

- (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。
- (2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書(インボイス)等

3 個人事業主の証明書類

法人の「履歴事項全部証明書」に類する証明書類として、次に掲げるものとする。

- (1) 国税事務所が発行する確定申告書
- (2) 個人事業者の所在地が確認できる住民票
- (3) 前2号に掲げるもの以外で、証明書類として認められるもの

(実績報告)

第7条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙 4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙 4 - 2）
- (3) 第 1 号及び第 2 号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙 5）
- (5) 第 4 号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (6) その他参考となる書類

（為替レート）

第 8 条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

（雑則）

第 9 条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。